

## 「善衆会病院 訪問リハビリテーション」運営規程

### (事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人善衆会が運営する善衆会病院（以下「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 運営の方針は次のとおりとする。

- 一 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 二 指定訪問リハビリテーション事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。
- 三 指定介護予防訪問リハビリテーション事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 四 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 善衆会病院訪問リハビリテーション
- 二 所在地 前橋市筑井町 54 番地 1

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1人  
管理者は、事業所の従業者の管理、指定訪問リハビリテーション等の利用申込に係る調整及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令及びこの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- 二 医師 2人以上  
医師は訪問リハビリテーション計画書及び介護予防訪問リハビリテーション計画書（以下、「訪問リハビリテーション計画書等」という。）の作成にあたり利用者の診察を行う。

三 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 5人以上

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画書等に基づき訪問リハビリテーション等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間などについて)

第5条 事業所の営業日、休日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日について 月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日、土曜日とする。
- 二 休日について 日曜日、国民の祝日及び12月30日から1月3日を休日とする。
- 三 営業時間 8時30分から17時までとする。
- 四 サービス提供時間 9時から17時までとする。

(指定訪問リハビリテーション等の内容)

第6条 指定訪問リハビリテーション等の内容は次のとおりとする。

- 一 指定訪問リハビリテーション等は、計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、居宅を訪問し、基本的動作能力又は応用的動作能力などの回復を図るための訓練について必要な指導を行う。
- 二 従業者は、訪問日時や提供したリハビリテーション内容等を診療録に記載する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の訪問地域の範囲については、前橋市、伊勢崎市の一部とし、その他の地域に関しては相談にて対応する。

(利用料等)

第8条 指定訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料は次のとおりとする。

- 一 指定訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- 二 前項各号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるとする。
- 三 第7条の通常の事業の実施地域を超えて行う訪問リハビリテーション等に要した交通費は、徴取しない。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、サービスの利用に当たっては、次の点に留意するものとする。

- 一 主治の医師から指示事項等がある場合は、管理者又は従業者に申し出ること。
- 二 体調不良等により指定訪問リハビリテーション等の利用に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止する場合があること。

(緊急時における対応方法)

第10条 従業者は、サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な措置を講じる。ただし、管理者の判断により家族の承諾を得ず緊急処置を行う場合もある。

(事故発生時の対応)

第11条 利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに前橋市その他市町村、当該利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会の開催等
- 二 虐待防止のための指針の整備
- 三 虐待防止のための従業者に対する研修の実施
- 四 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置
- 五 事業所は、訪問リハビリテーション等の提供中に、従業者又は養護者（利用者家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報するものとする。

(身体的拘束等の原則禁止)

第13条 身体拘束等に関する対応を次のとおりとする。

- 一 事業所は、指定訪問リハビリテーション等の提供にあたっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。
- 二 事業所はやむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとする。

(感染症の予防・まん延防止のための対策)

第14条 感染症の予防・まん延防止のための対策については次のとおりとする。

- 一 事業所は感染症の予防・まん延防止のため次の措置を講ずるものとする。
  - 1 感染症の予防・まん延防止のための従業者に対する研修、訓練（シミュレーション）の実施
  - 2 感染症の予防・まん延防止のための指針及びマニュアルの整備
  - 3 その他、感染症の予防・まん延防止のために必要な措置
- 二 事業所は、感染症まん延により発生した事象について、関係機関と連携し速やかに措置を講じるものとする。

(業務継続計画 [BCP] のための対策)

第15条 感染症や災害に対する業務継続計画については次のとおりとする。

- 一 事業所は業務継続計画のために次の措置を講じるものとする。
  - 1 感染症や災害発生に対する業務継続のための従業員に対する研修、訓練（シミュレーション）の実施
  - 2 業務継続計画の策定
  - 3 その他、感染症や災害が発生した場合の業務継続のために必要な措置
  - 4 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
- 二 事業所は、感染症や災害が発生した場合、事業継続に向けて関係機関と連携し速やかに措置を講じるものとする。

(暴力・パワーハラスメント防止のための対策)

第16条 暴力・パワーハラスメント防止のための対策については次のとおりとする。

- 一 事業所は、暴力・パワーハラスメント防止のため次の措置を講じるものとする。
  - 1 暴力・パワーハラスメント防止のための対策に関する従業員に対する研修の実施
  - 2 暴力・パワーハラスメント防止のための指針及びマニュアルの整備
  - 3 その他、暴力・パワーハラスメントが発生した場合に必要な措置
- 二 事業所は、暴力・パワーハラスメントが発生した場合、関係機関と連携し速やかに措置を講じる。

(その他運営についての重要事項)

第17条

- 一 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
  - 1 採用時研修 採用後2ヶ月以内
  - 2 継続研修 年2回以上
- 二 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 三 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 四 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人社団善衆会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

この規定は、令和8年3月1日から施行する。